

## 産業競争力会議フォローアップ分科会（立地競争力等）について

### 1. 経緯

「成長戦略進化のための今後の検討方針」（平成 26 年 1 月 20 日産業競争力会議決定）に基づき、産業競争力会議フォローアップ分科会（立地競争力等）が 2 月 12 日及び 3 月 12 日に開催され、PPP／PFI の活用促進に向けた事業環境・体制の整備に関して、民間議員等から提示された論点について議論が進められているところ。今後、年央の成長戦略改訂に向け、分科会からの提言がとりまとめられる予定。

### 2. 主な論点

- アクションプランを踏まえた中期目標の設定について
- 地方公共団体が運営権事業に取り組む上でのインセンティブについて
- 運営権者への公務員の出向（派遣）について

民間議員等から提示された論点 (2月12日資料より抜粋)	担当府省 等	整理 番号	内閣府の回答 (3月12日資料より抜粋)
<p>○ 洗い出された阻害要因に対する解決策の実行について、重点分野の関係省庁及び制度官庁は以下の観点を踏まえた中期目標(ロードマップ)を作成する必要がある。</p> <p>・ロードマップでは、向こう3年間は集中強化期間と位置付け、この間に制度面での問題点の解決が終わり、重点分野ごとに案件形成が進んでいる状況を作る前提で策定される必要がある。</p> <p>・重点分野の関係省庁所管部局及び総務省は、ロードマップの中に集中強化期間中の案件形成についての数値目標を盛り込む必要がある。</p> <p>・案件形成のインセンティブを生む解決策については、集中強化期間中の時限的な施策であっても構わない。</p> <p>○ ロードマップは、日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)、PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン(平成25年6月6日民間資金等活用推進会議決定)で掲げた数値目標の達成について、期間を区切ってフォローアップするという位置付けとする必要がある。</p>	PFI推進室 総務省 厚生労働省 国土交通省	A-2	<p>・向こう3年間は集中強化期間と位置付け、各省庁における重点分野ごとの中期目標の検討・策定を踏まえ、PFI推進委員会での審議を経て、アクションプラン(※)の中期目標を策定するよう努める(平成26年6月目途)。</p> <p>※ アクションプランにおける事業規模目標の考え方 「事業規模目標については、民間の提案、イニチアチブを最大限尊重することから、具体の事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有するべきものとして設定したものである。」</p>
<p>① 運営権者へ移行する際に、直営のときに業務を担当していた公務員を一定期間(5年～10年)運営権者に出向させる必要がある場合、出向させることができる法的根拠を整える。民間企業からの要望に基づいて、国や地方公共団体から運営権者への業務承継やノウハウ移転のために数十名～数百名単位での出向の必要性が想定される。</p>	総務省【国家公務員制度・地方公務員制度】 人事院【国家公務員制度】 PFI推進室【ニーズのとりまとめ】 厚生労働省・国土交通省【ニーズの詳細調査・現行制度での対応】	B-1-1	<p>・各省庁に対しニーズ調査を実施したところ、現段階では空港分野でニーズを確認済。国土交通省とともに、現行制度での対応可能性(※)を含め、制度官庁と早急に調整。</p> <p>・その他の重点分野については、地方公共団体が施設管理者であることを踏まえ、各省庁が実施するニーズの詳細調査や現行制度での対応可能性を整理の上、関係省庁とともに制度官庁に検討を要請(調査実施後速やかに)。</p> <p>※ 現行制度で実施可能な対応例 業務の段階的な移行、官民人事交流法等による職員の派遣、職員の長期出張、民間事業者に対する講習会の開催等</p>
<p>② 地方公営企業として実施されている事業が運営権者に移行する場合、施設の所有権が地方公共団体に残るが、それに加えて事業のモニタリング、残債の償還、非常時の工事実施などの権限が地方公共団体に残る場合には、これら地方公共団体側の業務を引き続き地方公営企業として存続させることができることを明確にする。</p>	総務省【地方公営企業制度】 厚生労働省・国土交通省【各省の分野別ガイドライン】 PFI推進室【内閣府ガイドライン】	B-1-2	<p>・地方公共団体側の業務が地方公営企業として存続可能である旨、指定管理者制度を適用不要とすることが可能である旨、事業所管官庁と制度官庁で整理中であり、この内容をPFI推進委員会での審議を経て、内閣府ガイドラインにも反映(平成26年夏ごろ目途)。</p>

民間議員等から提示された論点 (2月12日資料より抜粋)	担当府省 等	整理 番号	内閣府の回答 (3月12日資料より抜粋)
<p>③ 運営権には、管理者が所有する施設の(PFI法でいうところの)運営・維持管理(一般的に言われる設備投資も含む)責任の運営権者への委任という要素が含まれていることを明確にする。このことにより、運営権者が、事業期間中に維持管理や運営のための投資を包括的に決定、実施することが可能であることを明確にする。これを踏まえて、運営権事業の実施に際して国庫補助金や交付金等の活用を想定する分野においては、事業期間中運営権者が国庫補助金や交付金(又はその相当額として管理者から支払われる額)等を安定的に受領できる仕組み・制度を構築する。</p>	<p>PFI推進室【運営権制度】 厚生労働省・国土交通省【国庫補助金・交付金での対応】</p>	<p>B-1-3</p>	<p>・運営事業に係る公共施設等をどのように使用・収益するかは、運営権設定及び実施契約で特段の定めがない限り、運営権者の裁量であり、その趣旨はすでに内閣府ガイドラインに記載済(平成25年6月)。 ・この趣旨について、さらにわかり易く、内閣府ガイドラインに追記(平成26年夏ごろ目途)。</p>
<p>④ 重点分野で地方公共団体が行う運営権事業において、公物管理法との関係で運営権者が公の施設の使用許可等を行う必要性の有無を明らかにする。また、公物管理法との関係で運営権事業において使用許可等が必要ない、他の方法があると判断された分野について、地方自治法上の指定管理者制度と運営権制度の二重適用が不要であることを明確にする。</p>	<p>厚生労働省・国土交通省【公物管理法(使用許可等)】 総務省【地方自治法】 PFI推進室【内閣府ガイドライン】</p>	<p>B-1-4</p>	<p>(B-1-2再掲) ・地方公共団体側の業務が地方公営企業として存続可能である旨、指定管理者制度を適用不要とすることが可能である旨、事業所管官庁と制度官庁で整理中であり、この内容をPFI推進委員会での審議を経て、内閣府ガイドラインにも反映(平成26年夏ごろ目途)。</p>
<p>⑤ 運営権の運営期間中に投資を平準化して費用計上する会計処理など、運営権事業を行う上で必要な、従来の民間企業会計にはない特殊な会計処理について、重点分野ごとに国が会計規則を定める。</p>	<p>厚生労働省・国土交通省【各分野での現状の課題及び対応】 PFI推進室【内閣府ガイドライン等】</p>	<p>B-1-5</p>	<p>・会計処理については、内閣府において、公共施設等運営事業の会計処理方法に関する各分野共通事項についてとりまとめ・公表済(平成25年9月)。これを踏まえた各事業分野ごとの会計処理方法は、各分野の事業スキームや事業内容により異なるため、その詳細や事業の実施状況に応じて、事業所管官庁により検討することが必要。</p>
<p>⑥ 納税義務のない地方公共団体直営事業や地方公営企業から運営権事業に移行する場合に、運営権者側に発生した法人税(国税分)負担を地方交付税の特例加算等の仕組みで地方公共団体に戻す制度を導入し、運営権制度への移行に関するディスインセンティブをなくす。</p>	<p>総務省【地方交付税】 PFI推進室【ニーズのとりまとめ】 厚生労働省・国土交通省【地方のニーズ】</p>	<p>B-1-6</p>	<p>・各省庁が実施する地方公共団体におけるニーズ調査をとりまとめる(調査実施後速やかに)。 ・なお、地方公共団体がPPP/PFIを活用するインセンティブになるよう、各省庁に対して各種補助金・交付金の重点化等について取組を要請中。</p>

民間議員等から提示された論点 (2月12日資料より抜粋)	担当府省 等	整理 番号	内閣府の回答 (3月12日資料より抜粋)
<p>・ 向こう3年間(平成28年度末まで)を案件形成のための集中強化期間とする。強化期間中、重点分野での運営権活用案件の形成のために、地方公共団体に対して運営権を活用した国家戦略プロジェクトの提案公募を行い、選定された事業(中小規模の地方公共団体にも配慮して選定を行う)には、必要になる案件推進事務費を検討開始から事業者選定まで全額補助(1件あたり数億円単位になることも想定)する仕組みを導入する。</p>	<p>PFI推進室【集中強化期間の設定及び全般的な仕組みの導入可能性】 厚生労働省・国土交通省【案件形成支援の現状及び仕組みの導入可能性】</p>	<p>B-2-1</p>	<p>・案件推進事務費については、個別分野に関して専門的な知見や事業実施のための補助等の支援制度を有する事業所管官庁が一体的に支援することが有効。</p>
<p>・ 昨年10月に設立された株式会社民間資金等活用事業推進機構(以下「官民連携インフラファンド」という。)の業務として、運営権事業を行う際の事務費やアドバイザー費用を賄うための地方公共団体向けの無利子融資機能を追加する。当該融資の償還財源については、運営権への移行によって地方公共団体に入る運営権対価収入や移行後の予算等で賄えるようにする。</p>	<p>PFI推進室【導入可能性】</p>	<p>B-2-2</p>	<p>・機構の無利子貸付については、民間からの出資も受け、投資採算が求められる官民連携インフラファンドの機能に照らし、困難。上記(B-2-1)の措置によって対応することが適当。</p>
<p>・ PFI法第6条に規定された民間提案制度を活用し、重点分野における運営権制度の活用提案を民間企業ができるように、地方公共団体が民間提案制度に関するガイドライン等を策定するように国として促すと共に、中小規模の地方公共団体のために、国で雛型を作成する。</p>	<p>PFI推進室【導入可能性】</p>	<p>B-4-1</p>	<p>・民間提案制度に対する対応についてはすでに内閣府ガイドラインに記載済(※)(平成25年6月)。 ・雛型等については、PFI推進委員会の審議を経て、ガイドライン等に追記(平成26年夏ごろ目途)。 ※ 現行のガイドラインにおける記載 公共側の情報提供・体制整備、民間提案に必要な書類、民間提案の検討プロセス、提案に含まれる知的財産の保護 等</p>
<p>・ (②に関する施策を通じて運営権活用による具体的な効果が確認された場合、)重点分野について、事業を直轄実施する官庁及び地方公共団体等と、当該事業の実施を希望する民間企業との間で、提案競争(民間化テスト)の実施を義務付ける仕組みを導入する。</p>	<p>PFI推進室【対応の方向性】 総務省【地方公共団体での導入可能性】 厚生労働省・国土交通省【各分野での導入可能性】</p>	<p>B-4-2</p>	<p>・集中強化期間において重点分野で運営権活用による具体的な効果が確認された場合、各分野及び地方公共団体における導入可能性の検討結果を踏まえ、関係省庁と連携のもと、検討。</p>
<p>・ 地域を支える企業によるPFI参入を助け、運営や維持管理型事業への事業拡大を後押しするために、都道府県単位(政令市・中核市については単体も想定)で地方公共団体、地域金融機関による協議会を立ち上げ、そこで行われる意見交換やノウハウ共有を官民連携インフラファンドが支援する仕組みを作る。</p>	<p>PFI推進室【導入可能性】 総務省【地方公共団体での対応】</p>	<p>B-5-1</p>	<p>・PFI推進機構の有するノウハウや地域金融機関との協力関係の活用を図りつつ、地域人材育成を行う官民連携による地域プラットフォームの形成促進、地方公共団体のスキル・ノウハウが共有できるようなネットワークづくりに取り組む。これにより、地域企業へインフラの運営や維持管理ノウハウの蓄積をサポート。</p>

民間議員等から提示された論点 (2月12日資料より抜粋)	担当府省 等	整理 番号	内閣府の回答 (3月12日資料より抜粋)
<p>・ 地域企業に対してインフラの運営や維持管理ノウハウを共有していくために、「地域型PFI法人認定制度」を作り、従来行政が行っていたインフラの運営を運営権等によって地元の本社を置く企業の参画するコンソーシアムに任せる場合に、SPCへの法人税非課税措置や官民連携インフラファンドによる出資、地方公共団体からの職員出向が得られる仕組みを作る。</p>	<p>PFI推進室【導入可能性】 総務省【地方公務員制度】</p>	<p>B-5-2</p>	<p>・「地域型PFI法人認定制度」については、税制措置等の優遇措置は公平性・競争性確保の観点から、困難。</p> <p>(※ 一般的にSPCは株式会社としての通常の課税が行われており、この場合に限り非課税とすることには、公平性の観点から、合理性がない。)</p>
<p>・ 政府による運営権制度活用の流れに呼応して、日本企業や日本企業と海外企業の合弁事業体が組成を進めているインフラファンドに対して、官民連携インフラファンドがすぐにでも投資し、民間投資家の呼び水となれるよう、規定の整備や関係府省の調整を進める。</p>	<p>PFI推進室【PFI推進機構による対応】</p>	<p>B-5-3</p>	<p>・PFI推進機構においては、我が国で独立採算型等のPFI事業に金融支援を行うインフラファンドに対する支援が現在においても可能。具体の出融資については、個別事案ごとに的確に対応。</p>

## 成長戦略進化のための今後の検討方針（抜粋）

平成 26 年 1 月 20 日  
産業競争力会議決定

### III. 成長の果実の地域・中小企業への波及と、持続可能性のある新たな地域構造の創出

人口減少の中でも持続可能で活力ある地域社会を構築していくため、地域の成長中核圏の形成を図る。このため、都市機能の集約による地域の成長の核となるコンパクトな都市づくりとこれと一体となった公共交通の充実を進めるとともに、自治体間ネットワークの構築を図っていく。また、民間投資や新たな市場創出等に向けた成長戦略の効果を地域経済や中小企業・小規模事業者にも広げていく。このため、地方産業競争力協議会での検討を踏まえて地域関連の政策資源の有効活用等を図るとともに、中小企業・小規模事業者の活性化に取り組む。あわせて、東京オリンピック・パラリンピック開催を控えた訪日外国人旅行者の拡大策、PPP/PFI の更なる活用促進に向けた体制整備等の課題に取り組む。

#### ⑤ PPP/PFI の活用促進に向けた事業環境・体制の整備

「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン」（平成 25 年 6 月 6 日民間資金等活用事業推進会議決定）の着実な推進を図ることにより、真に必要な社会資本の整備・維持更新と財政健全化を実現しつつ、インフラ運営を担う競争力のある事業者の育成とインフラ運営市場の拡大を図る。このため、インフラ事業における PPP/PFI の活用をより促進するための地方公共団体への理解の醸成促進及びインセンティブの付与とともに、民間事業者の参入意思決定を容易にするための財務書類等インフラ事業情報の整備・開示等の環境整備、事務手続きの簡素化及び受け皿となる民間セクターの運営ノウハウ蓄積を円滑に進めるための専門家の育成・活用等の体制整備等の活用促進策について検討を加える。

また、地方道路公社の有料道路事業におけるコンセッション制度の活用については、「構造改革特別区域の第 23 次提案等に対する政府の対応方針」（平成 25 年 10 月 11 日構造改革特別区域推進本部決定）に基づき、平成 25 年度中に結論を得て、できるだけ早期に法制上の措置を講ずる。

# 産業競争力会議 議員名簿

平成 25 年 10 月 18 日現在

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議長代理	麻生 太郎	副総理
副議長	甘利 明	経済再生担当大臣 兼 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
同	菅 義偉	内閣官房長官
同	茂木 敏充	経済産業大臣
議員	山本 一太	内閣府特命担当大臣（科学技術政策）
同	稲田 朋美	内閣府特命担当大臣（規制改革）
同	秋山 咲恵	株式会社サキコーポレーション代表取締役社長
同	岡 素之	住友商事株式会社 相談役
同	榑原 定征	東レ株式会社代表取締役 取締役会長
同	坂根 正弘	コマツ相談役
同	竹中 平蔵	慶應義塾大学総合政策学部教授
同	新浪 剛史	株式会社ロソン代表取締役社長 CEO
同	橋本 和仁	東京大学大学院工学系研究科教授
同	長谷川閑史	武田薬品工業株式会社代表取締役社長
同	増田 寛也	東京大学公共政策大学院客員教授
同	三木谷浩史	楽天株式会社代表取締役会長兼社長